

令和4年度

社会福祉法人指導監査結果報告書

印西市

福祉部社会福祉課



1. 指導監査の概要

指導監査は、社会福祉法人に対して、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、関係法令や通知等に基づき実施しております。

令和4年度の指導監査については、前回の指導監査の結果等を鑑みるとともに、「印西市社会福祉法人指導監査実施計画」により「社会福祉法人指導監査実施要綱」、実施要綱別紙「指導監査ガイドライン」及び「印西市社会福祉法人指導監査実施要領」に基づいて実施しました。

2. 指導監査の結果

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては以下の評価基準を設け、すべての事項について、法人に対して文書により通知しました。

また、文書指摘事項については、改善報告書の提出を求めました。

文書指摘事項	関係法令又は通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項。すみやかな改善が必要。結果通知後1か月以内に、「改善報告書」の提出が必要。
口頭指摘事項	関係法令又は通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項。すみやかな改善が必要。次回の指導監査において改善状況を確認する。
助言事項	不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項。

2 指導監査の実施状況及び改善指導件数

令和4年度は印西市所管法人10法人のうち4法人に対して指導監査を実施しました。指摘件数は以下のとおりです。

印西市所管の 社会福祉法人数	令和4年度 実施法人数	指摘件数(件)		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
10	4	4	9	13

3 指摘の内容

主な指摘内容は以下のとおりです。

■ 評議員会について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない

規則第2条の15第3項において、開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項を定めており、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名も記載する必要があります。

■ 理事会について、議事録の作成にあたり、利害関係を有する理事がいない場合の記載がない

議事録への記載又は招集通知等に利害関係がある場合は届け出る旨を記載するなどにより、議案について特別の利害関係を有する評議員（理事）がいないことを確認したことがわかるようにしてください。

■ 定款に定めるところにより、理事長が職務の執行状況について、理事会に報告をしていない

理事長及び業務執行理事は、理事会において、定款に定める回数（※）以上、職務執行に関する報告を行う必要があります。（社会福祉法第45条の16第3項）

※定款例では以下の2パターンがあるため、法人の定款を確認してください。

- ① 3か月に1回以上

②毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上

■ 計算書類が法令に基づき適正に作成されていない

計算書類に一部、誤りが確認されたことから、訂正し公表してください。また、法令に基づき適正に作成してください。

■ 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していない

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています。（社会福祉法第59条の2第1項第2号）

また、職員給与を受けている理事が複数いる場合は、職員給与額を含めて現況報告書の理事報酬等の総額に記載し公表する必要があります。

■ 評議委員会・理事会の決議が適正に行われているか

決議には、特別の利害関係を有している評議員・理事が加わることはできません（法第45条の9第8項及び法第45条の14第5項）。特別の利害関係を有している評議員・理事が加わっていないかについての確認を行う必要があります。

■ 監事について、法に定める者が含まれているか。

監事は、

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

が含まれていなければいけません。これらの者について、評議員会の決議等適正な手続きによって選任してください。